

人材養成・教育研究上の目的

大学（学則第2条の2）

音楽学部は、音楽の探究により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、日々の地道な研鑽を積み重ねる中、個性と創造性を発揮しながら「主体的な学び」を実践することで、人生の目的、本当の自分を見出し、豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 音楽家としての基本的な演奏技術・表現技法を修得し、プロフェッショナルを目指すアーティストとしてスタートラインに立てる水準に達すること。
- (2) 世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し理解することで、豊かなイマジネーションを醸成し、幅広い視野を持った人材となること。
- (3) 数多くの演奏会の企画・運営・実施に参加することで、実践を通して実社会への適応力、問題解決力、コミュニケーション能力を培うこと。
- (4) 教育指導者として、音楽を通じ、情熱と感動をもって次代を育てる教育知識・技術を修得し、豊かな人間性を涵養すること。

大学院（大学院学則第2条）

本学大学院は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学部教育の基盤の上に、音楽の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端を行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得・開発すること。
- (2) 幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具備すること。
- (3) 各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進すること。